別表第五（第七条の二関係）

科目	時間数
（略）	（略）
こころとからだのしくみⅠ	二〇
こころとからだのしくみⅡ	六〇
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
（略）	（略）
合計	

別表第五（第七条の二関係）

科目	時間数
（略）	（略）
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
こころとからだのしくみⅠ	二〇
こころとからだのしくみⅡ	六〇
（略）	（略）
合計	

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。附則第三条において「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する養成施設（以下「第一号養成施設」という。）のうち修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する養成施設　平成三十一年四月一日

二　第一号養成施設のうち修業年限が三年以上四年未満のもの　平成三十二年四月一日

三　第一号養成施設のうち修業年限が二年以上三年未満のもの　平成三十三年四月一日

（経過措置）

第二条　新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。